○内閣府・厚生労働省令第六号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百一条及び確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第四十九条第三号の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「厚生年金基金又は企業年金連合会が、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十九条第一項の命令に違反し、同条第五項又は第六項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第十一条第一項第五号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）が、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第十一条第一項第五号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百七十九条第一項の命令に違反し、同条第五項の規定により解散を命ぜられた場合又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）が、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十九条第一項の命令に違反し、平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十一条第一項」に、「当該厚生年金基金又は企業年金連合会」を「当該存続厚生年金基金又は存続連合会」に改め、同条第二号の二中「企業年金基金」の下に「又は企業年金連合会」を加える。

第十一条第一項第五号中「厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第十七条の二第四項若しくは第百十七条の三第四項」を「確定給付企業年金法第八十二条の三第四項若しくは第九十一条の二十七第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十六条第四項若しくは第五十九条第四項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の三第四項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十七条の三第四項」に改め、「法第五十四条の二第一項」の下に「（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第三項又は第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十七条の二第四項の規定により確定拠出年金法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面に係る確定拠出年金運営管理機関に関する命令第十一条第一項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十七条から第四十二条までの規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第二の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

第十三条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第三の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

第十六条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第四の四による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

第十七条第二号中「連結事業年度」を「連結事業年度（第十号において「積立て年度」という。）」に、「施設」を「施設（第十号において「事業所」という。）（区域外特定事業所を除く。）」に改め、同条第九号中「この条」を「この項」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　区域外事業所（第一号に規定する復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。以下この条において同じ。）を有する場合は、次のいずれにも該当するものであること。

イ　区域外事業所において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。

ロ　区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の三に相当する数又は二人のいずれか多い数以下であること。

ハ　各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上であると見込まれること。

ニ　区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。

ホ　各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。

ヘ　区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計を超えると見込まれること。